

(目的)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者及び公共的団体（以下「民間事業者等」という。）の広告を掲載又は掲出することにより、本市の新たな財源を確保し、及び財政の負担を軽減し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。
 - ア 市が発行する広報紙及び市が使用する封筒その他印刷物
 - イ 市のホームページ等インターネット上に掲載されるもの
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産等で市長が個別に認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告掲載希望者 市の資産等に広告を掲載しようとする者をいう。

(広告の掲載)

第3条 市は、広告媒体のうち活用可能なものについて、広告掲載に努めるものとする。

2 広告掲載に当たっては、広告媒体の設置（実施）目的を阻害し、又は設置（実施）目的に支障とならないよう配慮しなければならない。

(広告掲載等の基準)

第4条 広告媒体に掲載しようとする広告が、次のいずれかに該当するときは、広告掲載等をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張及び声明広告にあたるもの
- (7) 個人及び団体の意見広告
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快感を与え、又は危害を加えるおそれのあるもの
- (10) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 本市の市税を滞納している民間事業者等については、広告を掲載しないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次の各号に定める順位とする。

る。ただし、競争入札又はコンペ方式を採用する場合は、この限りでない。

(1) 第1順位 市内に本店、支店、営業所等を有する民間事業者等

(2) 第2順位 前号に定める以外の者

2 市長は、前項の規定によりがたい場合は、優先順位を別に定めることができる。

(広告の募集等)

第6条 市長は、広告掲載の募集をするときは、募集する広告媒体ごとに募集要項又はこれに類するもの（以下「募集要項等」という。）を定め、募集するものとする。

2 前項の募集要項等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 掲載の時期、期間又は回数

(3) 規格、枠数及び掲載位置等

(4) 広告掲載料の額及び納入方法

(5) 募集方法

(6) 選定方法

(7) その他募集に関し必要な事項

3 広告掲載希望者の募集については、市が直接これを行うほか、市が業務委託する広告代理店その他の事業所（以下「広告取扱業者」という。）を介して行うものとする。

4 広告掲載希望者の募集は、市が発行する広報紙、市のホームページ等による公募とする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、第4条に規定する広告掲載等の基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。ただし、第4条第1項各号のいずれかに該当するおそれがある場合は、広告媒体を所管する所属の長は、第13条に規定する伊賀市広告事業審査委員会に広告掲載の可否について審査を依頼することができる。

2 前項に規定する可否の決定において、同一の広告募集枠（広告媒体における掲載等を行う箇所をいう。以下同じ。）に2者以上の広告掲載希望者がある場合は、第5条に定める優先順位により決定する。この場合において、当該広告掲載希望者が同順位のとときは、募集要項に定める方法により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により広告主に還付する金額は、掲載しなかった日数に応じて広告掲載料に基づき日割計算により算出した金額とする。ただし、広報いが市等印刷物に掲載した広告については、その広告掲載料を返還しないものとする。

(広告主等の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主及び広告掲載の決定を受けた広告取扱業者（以下「広告主等」という。）が負うものとする。

2 広告主等は、当該広告媒体が第2条第1号ウ又はエに該当するときは、広告の掲載等の期間の終了後、市が広告媒体へ加工する場合を除き、速やかに広告媒体の原状回復を行わなければならない。

3 広告の版下原稿、広告の作成経費、運搬並びに広告媒体への取付及び撤去（これに類するものを含む。）に要する経費は、広告主等の負担とする。

4 広告主等は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

5 印刷物以外の広告媒体に掲載された広告が破損し、汚損し、又は滅失した場合において、その修復にかかる経費は、市の責めによる場合を除き、広告主等の負担とする。

6 広告主等の責めに帰すべき理由により広告の掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、市は当該広告主等に対して損害賠償の請求をすることができる。

7 広告主等は、第7条第1項の規定による決定を受けた広告の掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、次のいずれかに該当することとなった場合には、広告掲載期間中であっても、広告掲載等を取り消すことができる。

（1） 第4条第1項各号のいずれかに該当するとき。

（2） 第4条第2項の規定の適用を受けるとき。

（3） 第4条第3項に定める基準に抵触するとき。

（4） 広告主等が、第6条第2項第4号に定める広告掲載料を指定する期日までに納付しないとき又は広告原稿の提出がないとき。

（5） 広告主等が、市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

（6） 広告主等が社会的信用を著しく損うような不祥事を起こしたとき。

（7） 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。

（8） 広告主等の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

（9） 広告主等が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

（10） 前各号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を取り消したことに起因して市に損害が生じたときは、広告主等がその賠償の責を負う。

（広告掲載料の返還）

第11条 市は、広告主等の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主等に返還する。ただし、広報紙等印刷物に掲載した広告については、その掲載料を返還しないものとする。

（広告掲載した物品等の受入れ）

第12条 市長は、広告掲載した物品等の提供の募集をすることができる。

2 第4条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、前項の場合において準用する。

3 市長は、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合（第1項の募集をした場合を除く。）において、当該物品等に掲載される広告が第4条に規定する基準を満たすときは、寄贈を受けることができる。

4 第2項において準用する第7条第1項の規定による審査及び前項の場合において、広告掲載した物品等の受け入れの可否等について、必要に応じて次条に規定する伊賀市広告事業審査委員会において審査を行うものとする。

（委員会の設置）

第13条 広告掲載事業に関する事項を審査するため、伊賀市広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は企画振興部次長とし、副委員長は総務課長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員会の審査事項）

第14条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

（1）第4条第1項各号のいずれかに該当するおそれのある広告に関する事項

（2）同条第3項に規定する基準の改廃に関する事項

（3）その他必要と認められる事項

（委員会の会議）

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、企画振興部広聴広報課において処理する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月23日から施行する。

附 則（平成19年8月10日告示第197号）

この告示は、平成19年8月10日から施行する。

附 則（平成20年6月26日告示第129号）

この告示は、平成20年6月26日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年7月7日告示第135号）

この告示は、平成21年7月7日から施行し、改正後の第12条第3項及び別表の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第59号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日告示第174号）

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年2月17日告示第25号）

この告示は、平成23年2月17日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第71号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日告示第7号）

この告示は、平成29年1月31日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第46号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月6日告示第198号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年8月8日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に申請があった広告掲載に係る手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月16日告示第272号）

この告示は、令和2年11月16日から施行し、改正後の伊賀市公告掲載要綱の規定は、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

管財課長
人権政策課長
市民生活課長
都市計画課長
生涯学習課長